国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書 (法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)

	事業			法人	
ı	年度	•	•	名	

新 規 雇 用		者 給 与	等 3	左	給増	加售	i 合 σ	)	計 算			
新 規 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 (⑫の1) - (⑫の2) + (⑫の3)	1		円	新	(1	合 与 等 支 D - ② スの場合に	て 給 増 加 額 は O )	3	H			
新規雇用者比較給与等支給額	2			新力	(3	与等支; ③/② )の場合は	給 増 加 割 合 O)	4				
控 除 対 象	亲	· 規 雇 用	者	給	与 等	支	給 額 (	か	計 算			
国内新規雇用者に対する給与等の支給額 (⑪の1) - (⑪の2) (マイナスの場合は0)	5		円	調	(	合 与 等 支 ⑤ - ⑦ スの場合に	て 給 増 加 額 はO)	8	H			
調 整 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 (⑩の1) - (⑩の2) (マイナスの場合は0)	6			控队		雇用者給うち少ない	与等支給額 '金額	9				
調整比較雇用者給与等支給額	7											
国内新規雇用者に対する給与等の支給額、調整雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の明細												
		給 与 等 の 1	支 給	額	1 の給与 の者から	等 に 充 て 支 払 を 受 2	るため他とける金額	2 0	つうち雇用安定助成金額 3			
国内雇用者に対する給与等の支給額	10			円			円					
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	11)											
同上のうち一般被保険者に係る金額	12								円			
調整比較雇用者給	与	等支給額及	びょ	折 規	雇用者	比較	給与等	支	給額の計算			
前事業年度又は前連結事業年度	13			適 ③の		度 のは前連結事	月 数 事業年度の月数	14				
		給与等の	支 給	額			るため他とける金額	2 0	つうち雇用安定助成金額			
		1				2			3			
国内雇用者に対する給与等の支給額	(15)			円			円					
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	16)											
同上のうち一般被保険者に係る金額	17								円			
調整比較雇用者給与等支給額 ((⑮の1) - (⑯の2)) × ⑭ (マイナスの場合は0)	18		円		<b>かり) - (17</b> )		- 等支給額 ⑰の3))×⑭ は0)	19				
労 働 者	派	造 造 等	を	し	た	法	人 の	Ē	計 算			
報 酬 給 与 額 別表5の3⑫	20		円		는 (22×75%	5)のうち	少ない金額	23	円			
派遣労働者等に支払う報酬給与額 の合計 別表5の3⑨	21)			控	除 対 象 <sup>⑨</sup>		(20 + 23)	24				
派 遺 先 か ら 支 払 を 受 け る 金 額 の 合 計 別表5の3⑩	22											
事業税を課されない事業等、原	近得	等課税事業又は	収入金	額等	課税事業の	のうち衫	复数の事業を	を併	せて行う法人の計算			
⑥のうち所得等課税事業に係る額 又は⑥×∞/⑩	25)		円				得 等 課 税 従 業 者 数	28	Λ			
⑥のうち収入金額等課税事業に 係る額又は⑥×∞/⑩	26						注額等課税 従業者数	29				
控除対象額 ⑨×☎/⑥、 ※☎/⑥、⑨×☎/⑥又は@×∞/⑥	27			国事	内におけ業所の期	る事	務 所 又 は 従 業 者 数	30				
付 加 価	値	額かり	う 担	<u></u> 空	除す	る	額の	İ	i 算			
報 酬 給 与 額 別表5の2①	31)		円	雇		控 除 - 32) /	調 整 率	33				
雇用安定控除額 別表5の29	32				加 価 値 額 × ③ 、 ④		の 控 除 額 は ② × ③	34	円			